

情報管理規程

2018年9月25日

MF第2018000005号

(目的)

第1条 一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）における情報の管理に関する事項については、他の業務の方法に特別の定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 「法人情報」とは、財団の所有する情報であり、事業に関する情報、人事及び給与に関する情報、情報システムに関する情報その他財団の業務運営上で必要となる全ての情報をいう。ただし、新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のメディアを通じて社会一般に流通している情報についてはこの限りではない。

2 財団内ネットワークシステム（以下「財団ネット」という。）とは、インターネット標準技術等を使用して、電子的情報を送受信または蓄積するために、複数のサーバーとクライアントPCを接続して構築した集合体である。

(法人情報の漏洩禁止)

第3条 財団の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、情報公開規程に基づく必要な手続きにより開示を請求され、開示を決定した場合を除き、前条に定める法人情報について、業務以外の目的で使用したり、第三者（配偶者・両親・親戚等の血縁者及び友人・知人を含む。以下同じ）に開示・提供してはならない。なお、退職後も、在職中に知り得た法人情報を第三者に開示・提供してはならない。

(財団ネット利用の禁止事項)

第4条 電磁的記録として保存する法人情報をダウンロード又はプリントアウト等による複製を実施する場合は、その取り扱いに注意するとともに、不用意に財団の外に持ち出してはならない。

2 前項によりプリントアウト文書が法人文書に該当する場合は、理事長が別に定めるところの手順により適正に保管しなければならない。

3 職員は就業中であるか否かに拘わらず、財団所有の機器を使った私的目的による電子メールの送受信をしてはならない。

4 インターネット上でのホームページについて、業務以外の目的で閲覧することを禁止する。

5 コンピュータソフトウェアの無断コピーなど他人の著作物を不正に利用し、他人の知的財産権を侵害することは、断じて行ってはならない。

(財団ネットの安全性確保)

第5条 財団の役職員は作為不作為を問わず、財団ネットの安全性を損なう恐れのある行為を行わないものとし、次の事項を遵守するものとする。

(1) 財団ネットの適正かつ安定した稼動を損なう恐れのある行為（差出人不明の電子メールの受信等）に遭遇した場合は、速やかにシステム管理責任者に連絡し、その処理方法等について指示を仰ぐものとする。

(2) 外部から財団ネットに接続するためのID及びパスワードなど財団ネットの使用に必要な情報を第三者に開示・提供してはならない。

(3) 役職員は、第三者が財団の知的財産権を侵害する可能性のある行為（画像、印刷物、ホームページなどへの掲載他）を発見した場合には、速やかにシステム管理者に報告するものとする。

(4) 役職員は、各自に供与されたパソコンに対して、システム総括責任者が認めていないソフトウェアの導入を行ってはならない。業務を円滑に遂行するために必要なソフトウェアについては、個別にシステム総括責任者の許可を得て利用することができる。

(5) 役職員はシステム総括責任者の許可を得ることなく外部媒体にデータを保存してはならない。

（システム総括責任者及び情報管理総括責任者）

第6条 組織規程において情報システムの統括、運営及び管理に関することを所掌する部の部長をシステム総括責任者とする。

2 システム総括責任者は財団の役職員が使用する財団ネットについての総括管理を行うものとし、必要に応じ、役職員に対して財団ネット運用に関する保全命令を出すことができる。

3 組織規程において情報管理に関することを所掌する部署の長を情報管理総括責任者とし、次の役割を担わせる。

(1) 財団ネットの利用方法について、役職員に対する研修を行うとともに、利用上の約束事項や危険性等について適切なる周知と理解を図るものとする。

(2) 財団が秘密情報と認める情報について、毀損、漏洩や盗難に対する万全な対策を施すものとする。

(3) 財団が必要と認めた場合は、個々の職員が送受信した電子メールの内容をシステム総括責任者が調査することができる。

(4) ISO 27001相当の情報システム管理体制を構築し、運用を統括する。

（法人情報の処分）

第7条 法人情報が含まれる文書、図画又は電磁的記録を処分する場合は、その情報が外部に漏れないよう、細断、焼却、消去その他復元できない方法により処分しなければならない。

（罰則）

第8条 財団は、役職員が本規程に違反した場合には、職員就業規則第8章「懲戒」に基づく処分を行うものとする。また、本規程に違反する故意または重大な過失によって財団に損害を与えた場合は、一切の損害賠償を当該役職員に負わすものとする。

2 前項の損害賠償の責任は、在職中はもちろん退職後も免れることはできないものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。